

平成21年

上砂川町議会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

平成21年上砂川町議会（第2回臨時会）会議録目次

（2月20日）

議事日程	3
会議録署名議員	3
臨時議長就任	3
議員自己紹介	3
町長あいさつ	4
理事者自己紹介	5
開会の宣告	5
開議の宣告	6
仮議席の指定について	6
会議録署名議員指名について	6
選挙第 1号 議長の選挙	6
会期決定について	6
選挙第 2号 副議長の選挙	7
議席の指定について	7
発議第 1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	7
常任委員会委員の選任について	8
議会運営委員会委員の選任について	8
議長の常任委員辞任について	8
選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙	9
選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙	9
選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙	10
選挙第 6号 空知中部広域連合議会議員の選挙	10
同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	11
閉会の宣告	11
出席議員	13
説明のため出席した者	14
事務局職員出席者	14

平成 2 1 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2月20日（金曜日）午前10時00分 開 会
午前10時49分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 臨時議長就任
議員自己紹介
町長あいさつ
理事者自己紹介
- 第 1 仮議席の指定について
第 2 会議録署名議員指名について
第 3 選挙第 1 号 議長の選挙
第 4 会期決定について
2月20日 1日間
第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙
第 6 議席の指定について
第 7 発議第 1 号 上砂川町議会委員会
条例の一部を改正する条例制定につ
いて
第 8 常任委員会委員の選任について
第 9 議会運営委員会委員の選任について
第 1 0 議長の常任委員辞任について
※ 常任委員会及び議会運営委員会
正・副委員長互選結果報告につ
いて
第 1 1 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏
組合議会議員の選挙
第 1 2 選挙第 4 号 砂川地区保健衛生組
合議会議員の選挙
第 1 3 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組
合議会議員の選挙
第 1 4 選挙第 6 号 空知中部広域連合議
会議員の選挙
第 1 5 同意第 2 号 監査委員の選任につ
き同意を求めることについて

○会議録署名議員

5 番 高 橋 成 和
6 番 大 内 兆 春

○事務局長（渡辺修一） 事務局長の渡辺です。
よろしくお願いいたします。

議員の皆様、このたびはご当選まことにおめで
とうございます。心よりお祝いを申し上げます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会であ
りますので、議長が選挙されるまでの間、地方自
治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長
の職務を行うこととなっております。したがいま
して、本日の出席議員中、川上議員が年長者であ
りますので、川上議員に臨時議長をお願いいたし
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎臨時議長就任

○臨時議長（川上三男） ただいま紹介されまし
た川上でございます。よろしくお願いいたします。

このたびは、第16期の町議会議員の改選に当た
りまして、皆さんにははえあるご当選を果たしま
したことにつきまして心からお祝いを申し上げま
す。この4年間、議員9名がともに力を合わせて
本町の発展のために努力してまいりたいと思いま
す。

それでは、地方自治法の規定によって、議長選
挙が終わるまでの間議長の職務を行いますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

◎議員自己紹介

○臨時議長（川上三男） 初めに、議員の自己紹介からお願いをいたします。

堀内議員より順次お願いいたします。

○（堀内哲夫） 堀内でございます。よろしくお願ひいたします。

○（水谷寿彦） 水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（斎藤勝男） 斎藤勝男でございます。このたび新しく議会に入れていただくことになりました。今後とも皆さん方のご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○（数馬 尚） このたび初めて町議会議員として町政に参加させていただくことになりました数馬でございます。住所は東鶉でございます。これまでの町職員としての経験がどれほど役に立つかわかりませんが、町勢進展のために頑張るつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○（高橋成和） 9年目の高橋です。ようやく8年たちましてこの席に、2つずれることができました。ちょっと違和感を感じていますが、4年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○（大内兆春） 大内でございます。これまで同様よろしくお願ひいたします。

○（横溝一成） このたびの選挙で7期目になりました。本当に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○（柳川暉雄） 柳川暉雄と申します。お初にお目にかかります。このたびの選挙ではまことに苦勞をいたしまして、何とか最下位で入らせていただきました。9番目という番号がついております。今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

◎町長あいさつ

○臨時議長（川上三男） 続きまして、初議会に当たり加賀谷町長よりごあいさつをお願ひいたし

ます。

○町長（加賀谷政清） 皆さん、おはようございます。町長の加賀谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議員改選後の初議会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきたいと思っております。議員の皆様方には、この3日告示になりました町議会議員選挙におきまして町民の皆さんの絶大なご信任をいただきまして、無投票当選の栄を勝ち取られたことに対しまして、心からお祝いを申し上げたいと思っております。これからの4年間、議員として、そして町民の代表として上砂川町の発展のためにご尽力くださるようお願い申し上げます。

私も町長に就任をさせていただいてから、早いものでもう少ししたら4年目に入ろうといたしておりますが、町長就任以来、本町の課題であります財政問題、そして市町村合併問題を初め少子高齢化問題、人口減少対策問題、さらにまた地域振興対策問題と多くの行政課題を抱えての行政運営でありましたが、町民や議会のご協力をいただきながら、これらの問題に取り組み、町民の皆さんがこの町で安心して暮らすことのできる地域づくり、町づくりに向け努力をしまいたるところであります。きょうは、2名の新議員がご出席をいただいておりますので、改めて本町の置かれている状況について若干ご報告を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思っておりますが、財政問題につきましては産炭地域発展基金の問題により財政再建を図るために、平成18年度に策定した財政健全化計画に基づきまして、職員の人件費を全国最低レベルまで削減し、議員の報酬につきましても管内の最低まで引き下げるなど、徹底した行財政改革を断行したことによりまして、一定の収支が図られ、そしてまた夕張市の財政破綻を受けて成立した地方自治体財政健全化法の4指標についてもいずれも国の基準を下回ることができました。そういったことで財政破綻をも

回避することができたわけであります。しかし、財政収支が図られた裏には、今申し上げましたように職員の人件費などの大幅な削減などがあり、さらにまた本町は人口減少などによりまして依然として税金が少なく、さらにまた地方交付税に大きく依存をしている財政構造からいたしまして、財政健全化問題は今後も最重要な課題になってくるものと思っております。

また、砂川市を中心とした2市3町の合併問題につきましても、ご承知のように最終的に財源の見通しが立たず、合併後の新しい町づくりができない、こういったことから、この合併協議は解散となったところであります。こうしたことから、当面は単独での行政運営を進めることになると思いますが、今の国の財政状況や地方交付税の考え方、さらにまた地方分権の流れからいたしまして、本町のような小規模自治体が今後町政を執行することは大変厳しい、極めて厳しい環境になるものと思っております。特に上砂川町は、今後も人口減少や少子高齢化が予想され、さらに財政問題など多くの重要な課題を抱えての行政運営となるわけですが、議員の皆さんのお力をおかりして、今後さらに財政の健全化を進め、将来ともに単独で自立できる町づくりに向けて努力をしてみたいと考えているところであります。そうしたことから、平成21年度はこれからの新たな上砂川を切り開くための重要な年と位置づけまして、21年の第1回定例会において町政執行に当たって私の所信を申し上げますので、議員各位の積極的なご意見を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

きょうの初議会で新しい議会の構成ができ上がると思っておりますが、私はこれからも議会と一緒にあって、町民のため、上砂川のために全力尽くしてまいりますので、今後とも議員各位のご指導とご協力を心からお願いを申し上げます。どうぞこれからもひとつよろしくお願いを

申し上げます。

◎理事者自己紹介

○臨時議長（川上三男） 引き続き理事者の自己紹介をお願いいたします。

副町長より順次お願いいたします。

○副町長（貝田喜雄） 副町長の貝田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町長（加賀谷政清） 改めて町長の加賀谷です。よろしくお願い申し上げます。

○教育委員長（栗原順道） 栗原でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長（勝又 寛） 教育長の勝又です。よろしくお願い申し上げます。

○監査委員（道藤秋夫） 監査委員の道藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（永井孝一） 総務財政課長の永井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画産業課長（林 智明） 企画産業課長の林と申します。よろしくお願い申し上げます。

○福祉保健課長（山本丈夫） 福祉保健課長の山本と申します。よろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（高橋 良） 町民生活課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福祉医療センター参事（是洞春輝） 福祉医療センター参事、是洞です。よろしくお願い申し上げます。

○出納室長（高木則和） 出納室長の高木です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○消防長（川下 清） 消防長をしております川下でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（川上三男） ただいまの出席議員は9名です。

理事者側についても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○臨時議長(川上三男) 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長(川上三男) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員指名について

○臨時議長(川上三男) 日程第2、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、高橋議員、大内議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎選挙第1号

○臨時議長(川上三男) 日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(川上三男) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定します。

お諮りします。指名の方法について臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(川上三男) 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定いたします。

議長に堀内哲夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました堀内

議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(川上三男) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堀内議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました堀内議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選された堀内議員、当選の承諾と就任のあいさつをお願いいたします。

○議長(堀内哲夫) 就任のごあいさつを申し上げます。

ただいま議長の要職にご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。議員各位に心より厚くお礼を申し上げます。微力な私でございますので、職の重さを痛感しておりますし、身の引き締まる思いでございます。今後とも議会運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、お礼とお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(川上三男) これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

堀内議長、議長席にお着きください。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に水谷議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました水谷議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました水谷議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました水谷議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選された水谷議員、当選の承諾と就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（水谷寿彦） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま副議長の選任に当たりまして、議員の皆様方のご推挙を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。もとより私は浅学非才の身であります。職務の重要性を深く認識いたしまして、大変微力ではございますけれども、責務に全力で傾注してまいりたいと考えておりますの

で、皆様方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後とも議員の皆様方、理事者の皆さんにおかれましては、私に対してさらなるご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

◎議席の指定について

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件についての提案理由並びに内容の説明を求めます。2番、水谷副議長。

○2番（水谷寿彦） 発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年2月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 柳川暉雄 川上三男

高橋成和

提案理由を申し述べます。上砂川町議会議員の定数の減に伴い、議会運営委員会の委員定数を減

ずるものであります。

本文に入ります。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「5人」を「4人」に改める。

附則

この条例は、平成21年2月20日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第8、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。総務文教常任委員に

川上議員、数馬議員、水谷議員、大内議員、堀内議員。厚生建設常任委員に高橋議員、斎藤議員、柳川議員、横溝議員。以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第7条第1項の規定によって、柳川議員、水谷議員、川上議員、高橋議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○副議長（水谷寿彦） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（水谷寿彦） 日程第10、議長の常任委員辞任について議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔1番 堀内哲夫議員 退場〕

○副議長（水谷寿彦） ただいま総務文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委

員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷寿彦） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔1番 堀内哲夫議員 入場〕

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長との互選であります。選考委員会において申し合わせをしておりますので、議長から報告したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） それでは、報告いたします。

総務文教常任委員長、川上議員、副委員長、数馬議員。

厚生建設常任委員長、高橋議員、副委員長、斎藤議員。

議会運営委員長、柳川議員、副委員長、水谷議員。

以上のとおりです。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても、申し合わせにより決定しておりますので、後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規

定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に水谷副議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました水谷副議長を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました水谷副議長が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました水谷副議長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、組合規定により、議長も本組合の議員になりますので、申し添えておきます。

◎選挙第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によること

に決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に高橋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高橋議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定

いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。議長を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長が石狩川流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、選挙第6号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に議長と高橋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長と高橋議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長と高橋議員が空知中部広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

大内議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場願います。

〔6番 大内兆春議員 退場〕

○議長（堀内哲夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 議案書をご参照願いたいと思います。ただいま上程されました同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由並びに内容の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

提案理由といたしましては、前委員、柳川暉雄氏の任期満了に伴い、後任に大内兆春氏を選任することについて議会の同意を求めることであること。

内容の説明に入ります。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉85番地31（鶉4条3丁目4番4号）。氏名、大内兆春。生年月日、昭和28年6月9日。職業、自営業。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件ですので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、町長提案どおり決定いたしました。

〔6番 大内兆春議員 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで、監査委員に選任された大内議員からごあいさつを受けます。大内議員、どうぞ。

○監査委員（大内兆春） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま監査委員としてご同意いただきまして、まことにありがとうございます。心より厚くお礼を申し上げます。識見を有する監査委員さんとともにこの監査委員の責務を担い、精いっぱい努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、あいさついたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成21年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 川上三男

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		2.20
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	斎 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨
		2.20
町 長	加賀谷 政 清	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	渡 辺 修 一	○
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一	○
企 画 産 業 課 長	林 智 明	○
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫	○
町 民 生 活 課 長	高 橋 良	○
出 納 室 長	高 木 則 和	○
消 防 長	川 下 清	○
老 人 保 健 施 設 長 町 立 診 療 所 事 務 長 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	是 洞 春 輝	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨
		2.20
事 務 局 長	渡 辺 修 一	○
書 記	三 上 美 知 子	○

